

【新規貸与者対象】

滋賀県看護職員修学資金

令和8年度募集案内

滋賀県看護職員修学資金貸与制度とは

滋賀県看護職員修学資金（以下「修学資金」という）は、滋賀県看護職員修学資金貸与条例に基づき、現在、保健師、助産師、看護師または准看護師を養成する学校・養成所・大学院に在学する方で、卒業または修了後に免除対象施設（特定施設と言います：P2 参照。大学院修学資金の場合は県内医療機関等）で看護職員として仕事をしたいと考えている方に、修学資金を貸与する制度です。

修学資金の貸与を受けた方は、一定期間（5年間）、免除対象施設で働くなど、免除条件をすべて満たすことで、貸付金の返還の免除を受けることができます。

貸与対象者

下記の要件を満たす方が修学資金の貸与を受けることができます。

- ①現在、看護職員を養成する学校養成所等に在学している
- ②学校養成所を卒業した後、滋賀県内の免除対象施設（特定施設。大学院修士課程で貸与を受けた方は県内医療機関等）で働く意思がある

<注意>

※過去に本県が実施する看護職員修学資金や授業料資金等の貸与を受けたことがある方は、この資金の貸与を受けることができません。ただし、准看護師修学資金の貸与を受けた者が初めて看護師等修学資金の貸与を希望する場合のみ、申請を認めます。

※五年一貫校に在学している方は専攻科の方のみ貸与を受けることができます。

貸与額

養成課程	設置主体	
	国公立	私立
保健師 助産師 看護師	年額 384,000 円 (月額 32,000 円)	年額 432,000 円 (月額 36,000 円)
大学院（修士課程）		
准看護師	年額 180,000 円 (月額 15,000 円)	年額 252,000 円 (月額 21,000 円)

用語説明	
養成施設	保健師、助産師、看護師、准看護師の学校養成所
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師
貸与	お金を貸すこと。
返還	借りたお金を返すこと。
返還免除	借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業	看護職員として業務に従事すること。

主な免除対象施設

病院

<代表的な就業先>

- ・病床数が199床以下の病院（助産師として業務に従事する場合は、200床以上の病院可）
- ・精神病床数が80%以上の病院 ・条例の規定する老人病院

診療所

助産所（助産師として就業する場合に限る）

児童福祉施設

<代表的な就業先>

- ・乳児院 ・保育所（医療的ケア児を通わせる場合に限る）
- ・障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる場合または主として肢体不自由児を入所させる場合に限る）

自治体

<代表的な就業先>

- ・県 ・市町

※保健師として就業する場合に限る

介護系施設

<代表的な就業先>

- ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・訪問看護 ・訪問入浴看護
- ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション

学校

<代表的な就業先>

- ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等学校

※すべて医療的ケア児を通わせる場合に限る

注意事項

- 1 養護教諭として就業したときや医業類似行為（あんま、はり、きゅう、マッサージ）の施術所は、看護師等としての就業とは認められません。
- 2 同一の設置者（医療法人等）が複数の医療機関等を開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で全額返還になります。
- 3 上記の就業先は免除対象施設の一部です。詳細は県のHPに掲載されている免除対象施設種別一覧表をご確認ください。
- 4 一部の免除対象施設には条件がありますので就業先を検討する際は、ご自身が就業を検討している就業先が免除対象施設に該当するかよく確認し、わからなければ県までご連絡いただきますようお願いいたします。※わからない場合は、必ず就業を検討している段階でお問い合わせください。就業することが決まった段階で、または就業している段階で連絡があっても対応が間に合わず、修学資金を返還することとなる場合があります。

貸与期間

看護職員を養成する学校養成所等に在学する期間(貸与は1年単位で行います)

※ただし、各学校養成所における「正規の修業年限」を限度とします。

※貸与申請は、毎年行う必要があります。

貸付金の利子

無利子

※ただし、修学資金の返還が生じた際に、納期限を超過し返還金を納付した場合は、延滞金が発生します。

交付方法

年1回、年額分をまとめて修学生本人の金融機関の口座に振り込みます。

連帯保証人

2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、以下の条件を満たしている必要があります。

- 一定の職業を有し、独立した生計を営む成年者であること
- 連帯保証人2名が別の住所であること
- 修学生が未成年(18歳未満)の場合は連帯保証人のうち1名は、親権者(法定代理人)とすること

※連帯保証人は、原則として主債務者(=修学生)と同じ債務を負担することとなります。

※連帯保証人2名のうち、1名は申請者と同じ住所でも構いません。

貸与契約の解除事由

修学生が、以下の事由に該当する場合、修学資金の貸与契約が解除されます。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- 修学生としてふさわしくない非行のあったとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

※貸与契約が解除されると、修学資金の返還が必要となります。

貸与の停止

修学生が休学または停学の処分を受けた場合は、休学ならびに停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとします。

ただし、上記期間分の修学資金をすでに貸与している場合は、修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなします。

修学資金の返還

修学生であった者は、学校養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算し、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦・半年賦・一括払いのいずれかの方法により修学資金を返還しなければいけません。

返還の猶予

修学生であった者は、以下の事由に該当し、その事由が継続する期間(※)、修学資金の返還の猶予を受けることができます。

- 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き同じ学校養成所に在学しているとき
- 養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに、養成課程の目的とする看護職員の免許を取得し、直ちに返還免除施設において引き続き5年間業務に従事する見込みがあるとき。
- 学校養成所を卒業した後、他の看護学校養成所や大学院の看護を専攻とする修士課程や博士課程に在学しているとき
- 免除対象施設を退職した後、求職にかかる届出を実施し、他の免除対象施設に就業しようとするとき
- 育児休業もしくは産前産後休暇またはこれらに相当する休業を取得しているとき
- 上記のほか、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、業務に従事できないとき

(※)免除対象施設を退職し、他の免除対象施設に就業するための求職の届出をした場合については、3か月が上限です。

(※)疾病または負傷により業務に従事できない場合の返還猶予期間は5年が上限です。

返還の免除

次の条件のいずれにも該当する場合、修学資金の返還の債務免除を受けることができます。

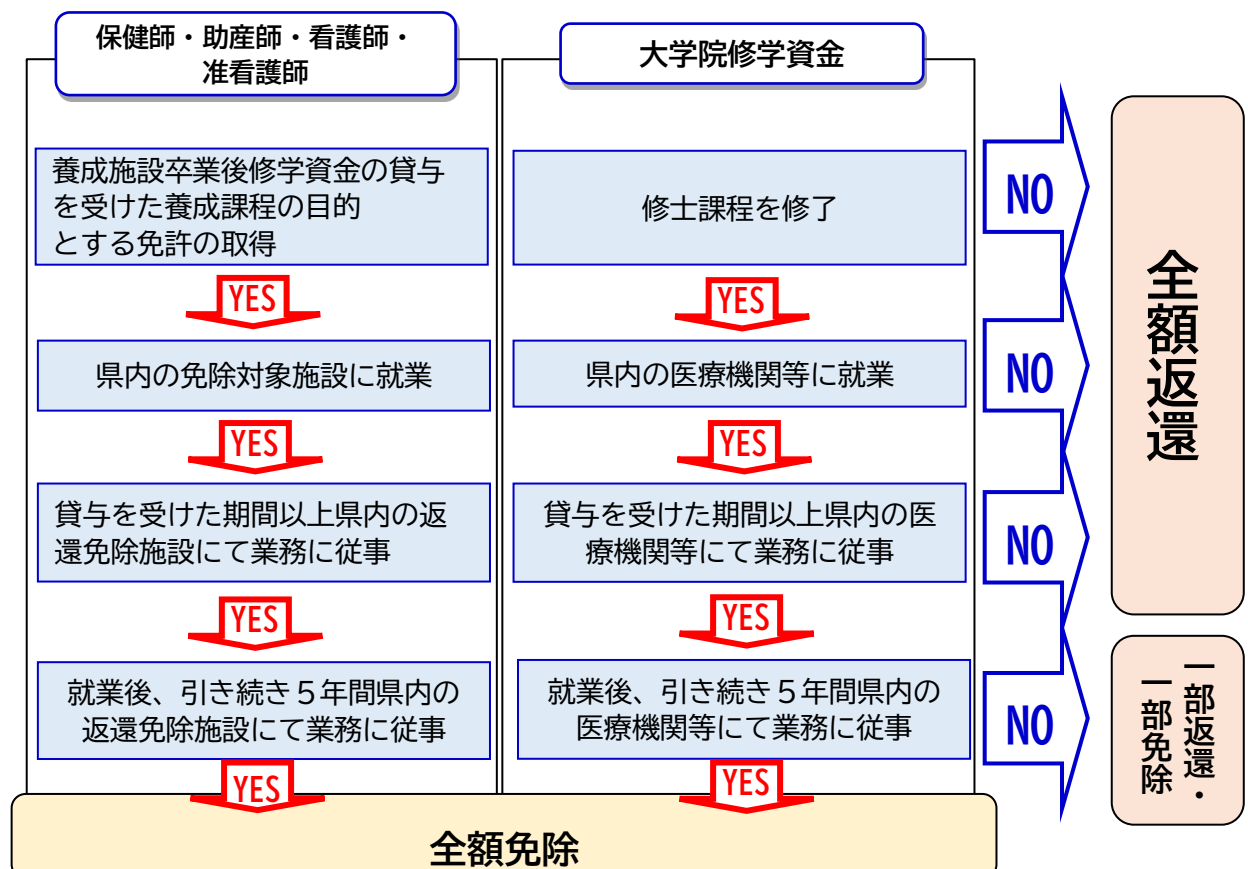
条件1

養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格し、直ちに免許を取得すること。(大学院修学資金の場合は、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事すること。)

条件2

免許取得後直ちに返還免除施設に就業し、引き続き5年間、看護職員として業務に従事すること。(大学院修学資金の場合は、修士課程修了後県内において業務に従事し、引き続き5年間、看護職員として業務に従事すること。)

(※)常勤・非常勤問わず週30時間以上の就業時間が必要です。



貸与申請手続きについて

(1) 貸与申請手続きの流れ

事前申請 締切：令和8年6月30日(火)



必要書類の提出

事前申請の内容確認後、県から必要書類を送付しますので、必要事項を記入し、貸与申請書その他必要書類を在学する学校等の窓口にご提出ください。
※必要書類一式は専用の封筒に封入し、提出してください。



貸与決定

貸与決定後に、県から貸与通知書を送付します。



貸付金の貸与

(2) 貸与申請手続きに必要な書類

必要書類

①滋賀県看護職員修学資金貸与申請書

②連帯保証人2名の印鑑登録証明書【発行後3か月以内のもの】

③申請者本人の住民票記載事項証明書【発行後3か月以内のもの】

④申請者本人の在学証明書【発行後3か月以内のもの】

⑤家計支持者の令和6年1月～12月にかかる『所得証明書』

※自治体(市町村等)が発行するもの(源泉徴収票や確定申告書の写しは不可)

※世帯で最も収入がある方の証明書を提出してください

⑥振込先口座(申請者本人に限る)に指定する通帳見開きページの写し

※支店名、預金種目、口座名義、口座番号等が確認できるものを添付すること。

※ネット銀行の口座を指定する場合は、上記口座情報がすべて記載されたWEBサイトページ等を印刷し添付してください。

⑦看護職員修学資金借用証書

⑧誓約書

※③～⑥の書類は、事前申請時にしがネット受付サービスで画像添付が必要です。

※①～⑧の書類は、貸与申請時に原本の提出が必要です。

※①～⑧のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

<振込先口座として指定する口座について>

- ・申請者本人名義の口座に限ります。
- ・口座科目は、普通預金に限ります。(※貯蓄口座・定期預金口座を指定することはできません。)
- ・銀行に口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ・同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更を行うことはできません。

ただし、結婚して苗字が変わった場合や銀行の統廃合により指定口座情報に変更が生じた場合は、ただちに県までご連絡ください。(指定の日に修学資金を貸与できなくなる可能性があります。)

<注意>

必要書類のなかには、公的な機関に発行を依頼する必要があるものや連帯保証人に自署+実印の押印をお願いする必要があるものがありますので、計画的に準備を進めてください。

申請する前に確認してください

免除対象施設について、しっかり理解できましたか？

※県内の病院であっても、病床数200床以上の病院(一部を除く)は対象外です。修学資金の返還が必要になります。(ただし助産師として従事する場合や大学院修士課程で修学資金の貸与を受けている場合を除く)

修学資金は学校養成所卒業後、原則返還する資金です。

※学校養成所卒業後は、免除対象施設で就業するなどして、返還猶予を受けなければ、返還となります。

修学資金は免除対象施設で、看護職員として5年間業務に従事することで返還の免除を受けることができます。

学校養成所に在学している間、毎年修学資金の貸与を受けることとなります。

※在学している途中で、貸与辞退された場合は、学校養成所卒業後に返還となります。

事前申請はこちらから

締切：令和8年6月30日(火)



【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/taiyo-syugaku-R8>

<お問い合わせ先>

滋賀県健康医療福祉部医療政策課看護職確保係

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-526-8188

Mail kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp